

防府市教育集会所教養講座実施要綱

平成17年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市教育集会所において実施する教養講座の運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「教養講座」(以下「講座」という。)とは、趣味や学習の中から心と心のふれあいを通じ、教養や知性を高め、かつ人的交流を図ることにより、情操豊かな人づくりやお互いの人格を尊重しあう仲間づくりを目指すとともに、教養や技術的な面だけでなく、対話を通じてコミュニケーションを深め、連帯感・共同性を養い、人権意識を高めるために開催される講座をいう。

(開講施設)

第3条 講座の開講施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
右 田 会 館	防府市大字下右田 1237 番地
北 山 手 会 館	防府市大字下田島 2164 番地
大 日 会 館	防府市大字高井 886 番地の 8

(受講対象者)

第4条 受講しようとする者は、防府市に在住又は通勤・通学しているものとする。

(最低基準)

第5条 講座は、原則として受講しようとする者が5人以上の場合に開講するものとする。

(実施日)

第6条 講座を実施する日は、毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、次の各号に掲げる日は、実施しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に規定する休日を除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に定めた日

(実施期間)

第7条 講座の実施期間は毎年5月から翌年2月までの10か月とする。

(実施時間)

第8条 講座の1回あたりの実施時間は、午前9時から午後10時までの間において、1講座あたり2時間までとする。

(定員)

第9条 各講座の定員は、講師が受け入れられる人数の範囲内とする。

(受講料の納付)

第10条 講座を受講する者は、下記の区分に応じて、受講料を半期(4月及び9月)ごとに納付(前納)しなければならない。ただし、子どもの講座、手話講座は、無料とする。

(1) 月2回開催する講座 2,500円

(2) 月4回開催する講座 5,000円

2 前項に掲げる以外の講座の受講料は、1日あたり250円とし、受講申し込みの際に納付するものとする。

(受講料の不還付)

第11条 開講以降の退講や欠席による受講料の払い戻しはしない。

ただし、次の各号に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 受講する者が、講座の開講の前日までに受講を辞退した場合。

(2) 市の都合により講座を実施できなくなった場合。

(受講手続等)

第12条 講座を受講しようとする者は、教養講座受講申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書が提出されたときは、申込順により第9条に規定する定員に達するまで受け付けるものとする。

(受付期間等)

第13条 講座の受付期間は、4月1日から4月15日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時から午後4時までとする。

(届出の義務)

第14条 講座の受講者は、受講を辞退しようとするときは、速やかに教養講座受講辞退届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(受講資格の取消し)

第15条 市長は講座の受講者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該受講生の受講資格を取り消すことができる。

(1) 受講料の納付を怠った場合

(2) 防府市福祉センター設置及び管理条例施行規則第8条の禁止行為を行った場合

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第12条関係）

教 養 講 座 受 講 申 込 書

講 座 名			
受講者氏名		学年	(子ども講座・学生 の方のみ) 小・中・高 年
(子ども講座のみ) 保護者氏名		電話番号	
受講者住所			

第2号様式（第14条関係）

教 養 講 座 受 講 辞 退 届

年 月 日

（あて先）防府市長

受講者（住所）防府市 _____

（氏名） _____ ㊟

下記のとおり教養講座の受講を辞退します。

記

教 養 講 座 名	
教養講座実施場所	
講座を辞退する予定日 （講座を受ける最終日）	平成 年 月 日

処 理 欄	
-------	--